

平成27年度宇治市入札監視委員会 第1回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成27年6月9日（火）13時20分～15時30分

2. 開催場所 市役所5階501会議室

3. 出席者

委員会：内村委員、田窪委員

※松岡委員は、都合により欠席

事務局：岸本総務部長、山田契約課長

関係課：久下建設部副部長兼雨水対策課長、米田道路建設課長、秋元消防総務課長、
上道学校教育課長ほか

※会議の前段にて、木村副市長からの挨拶及び各委員へ委嘱状の交付が行われた。また、委員長の選出については、松岡委員欠席のため、次回定例会議において行うことを確認した。

4. 報告案件

(1) 平成26年度第4四半期の発注状況等

- a 業者選定委員会・各部会の開催状況について
- b 平成24～26年度指名停止の状況について（各年度1月～3月分集計）
- c 平成27年1月1日～3月31日の間に入札した案件数について
- d 平成26年度の入札等の実施状況について

(2) 平成27年度の入札契約制度改革の概要について

(3) 補足説明の依頼のあった事案について

- ① 依頼番号と契約日の順番の対応について
- ② 「61925-1 宇治市立大久保保育所園庭遊具設置業務委託」
12者中11者が入札辞退をしたことについて
- ③ 「62384-1（仮称）宇治川太閤堤跡歴史公園交流ゾーン発掘作業に伴う土砂除去等作業業務委託その2」及び「62239-1 農地法改正に伴う農地基本台帳システム改修業務委託」
1者入札であるのに低落札率であることについて

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由

(2) 審議案件

- ① 【工事・簡易公募型指名競争入札】

- 60647-1 宇治市半白地区浸水対策工事（ポンプ設置）
- 61749-1 日野川（その2）河川災害復旧工事
- ②【コンサル・簡易公募型指名競争入札】
 - 62282-1 新宇治淀線関連JR跨道橋調査点検業務委託
 - 62275-1 準用河川名木川JR跨川橋調査点検業務委託（合冊）
- ③【物品・簡易公募型指名競争入札】
 - 62231-1 白灯油 北地区（1リットルあたり）
 - 62232-1 白灯油 東地区（1リットルあたり）
 - 62233-1 白灯油 西①地区（1リットルあたり）
 - 62234-1 白灯油 西②地区（1リットルあたり）
 - 62235-1 白灯油 中地区（1リットルあたり）
 - 62236-1 白灯油 南地区（1リットルあたり）
- ④【物品・簡易公募型指名競争入札】
 - 60806-2（仮）伊勢田救急出張所開設備品（スチール製家具等）【物品・簡易公募型指名競争見積】
 - 60754-1（仮）伊勢田救急出張所開設備品（蒸気滅菌器等）
 - 60796-1（仮）伊勢田救急出張所開設備品（ブラインド等）
 - 60801-1（仮）伊勢田救急出張所開設備品（家電製品）
 - 60808-2（仮）伊勢田救急出張所開設備品（木製家具）
- ⑤【役務・簡易公募型指名競争入札】
 - 62319-1 各小・中学校周辺排水路浚渫業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成27年1月1日から3月31日までに入札した工事22件、コンサルタント6件、物品36件、役務26件の中から、補足説明を要する案件3件、審議案件16件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

なお、審議案件③は契約課担当案件の為、その他の案件の審議が終了した後、最後に審議を行った。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の特殊な状況によるものであり、結果については特に問題が見受けられるものではない。ただし、最低制限価格による問題については、今年度のランダム係数の改正を踏まえて、同様のケースで今後どのような推移をたどるか1年間注視していく必要がある。また、白灯油の各案件については、登録業者の状況、見込み数量等も考慮しながら、改善策を検討する必要があると思われる。

3. 主な審議内容<まとめ>

補足説明を要する案件①について

【問】依頼番号と契約日の関係について、通常で考えれば依頼番号と契約日の順番はほぼ同一順になると思われるが、そうはなっていないようである。その理由は何故か。

【答】依頼番号は、本市で使用しているシステムに案件を入力することによって自動的に付番される。入力、各課が依頼を予定する段階で行うため、必ずしも公募、入札を行う順番とはなっていない。

【委員意見】特に問題はない。

補足説明を要する案件②について

【問】参加12者中11者が辞退となった理由は何か。事前に予測できる理由ではなかったのか。

【答】今回の案件については、遊具の調達から設置までを含んだものである。これらを一括で実施することが難しいということで辞退となっている。

【問】結果的に見て調達能力のある業者の参加が1者のみだったということか。

【答】その通りである。また、金額的にも厳しいものがあったようだ。

【委員意見】特殊性のある案件であり、結果に問題は見られない。

補足説明を要する案件③について

【問】対象となっている2つの案件において、参加業者数が1者となっているが、落札率は低くなっている。通常は、1者参加であれば、落札率は高くなると思われるが、何か理由はあるのか。

【答】両案件ともに特命随意契約であるため、予定価格は非公表となっている。その為、業者の積算の結果、予定価格より低い金額での契約となった。業者の努力によるところが大きいと思われる。

【問】特命随意契約になった理由は何か。

【答】「(仮称)宇治川太閤堤跡歴史公園交流ゾーン発掘作業に伴う土砂除去等作業業務委託その2」については、隣接箇所と同種業務を行っており、継続した業務となることから特命随意契約で行った。

また、「農地法改正に伴う農地基本台帳システム改修業務委託」については、システム開発業者以外での改修が不可能であるため特命随意契約で行った。

【委員意見】特命随意契約の理由及び低落札率の理由に問題はない。

審議案件①について

【問】同一執行日で、ほぼ同一参加業者の案件2つにおいて、ランダム係数の値によって、どのような結果の違いが生じているかを比較検討したい。

【答】ランダム係数が「1.0192」と高くなっている「宇治半白地区浸水対策工事(ポンプ設置)」については、有効な応札が2者となっており、もう一方のランダム係数が「1.0113」と中程度になっている「日野川(その2)河川災害復旧工

事」については、有効な応札が19者となった。この点に大きな差がみられる。

【問】ランダム係数が中程度となると無効な応札はずいぶん減少することがわかる。今年度のランダム係数の見直しにより無効な応札が減ると思われるが、同時に落札率も下がることになるのか。

【答】可能性はある。落札率が下がるが良いか悪いかについては、様々な意見があるかと思う。ただし、今回の見直しにおいてもランダム係数が「1.0000」を割り込むことがないようにし、影響が小さくなるようにはしている。

【委員意見】入札結果に問題は見られない。ランダム係数の見直しについても「1.0000」を割り込むことがないようにしており問題はないかと思われるが、見直しによる影響がどのように出るか1年間観察していく必要がある。

審議案件②について

【問】対象となっている2件合冊の案件について、補足説明を要する案件③と同様に参加業者が1者となっているが、落札率は低くなっている。1者参加になった理由と、落札率が低くなっている理由は何か。

【答】今回の案件については、一定の実績を求めた公募で行っている。実績については、事前に複数者あることを確認していた。

ここからは推測になるが、今回の業務では、他社との調整が必要となる案件であり、そういった手間を考慮して参加を控えた業者が多かったのではないかと思われる。

また、落札率については、コンサルタントの参加業者は、基本的に電子入札システムのみで入札手続きを行っていると思われるが、参加業者の状況については別に本市のホームページでの公開となっている。業者によってはそこまで確認されていないことも多い。そのため、他社との競争を想定して応札され、1者の参加にもかかわらず落札率が低くなったと思われる。

【問】他の工事等の案件でも同じような状況が起こる可能性はあるということか。

【答】工事の案件については市内の業者が多くなっているため、ホームページを確認されていると思われるが、コンサルタントの案件については今後も可能性は残ることになる。

【問】今回の参加は何者程度を想定していたのか。

【答】実績については14～15者程度持っていることを確認できていた。

【問】今回のような実績は求める必要があるのか。

【答】特殊な業務であり、安全管理の面でも実績を持っている業者でないといけないと思われる。どこの業者でも実施できるものではない。

【委員意見】参加業者が少なくなったことは業務の特殊性によるもので、結果に問題は見られない。

審議案件④について

【問】複数ある「(仮称)伊勢田救急出張所開設備品」のうち「スチール製家具等」が発注取止め、「木製家具」参加業者なしとなっている。こういった理由によ

るものか。

【 答 】 スチール家具については、参考商品として仕様書に記載していた商品が既に廃番となっていることが判明したため、取止めとした。

木製家具については、当初、所定の箇所への配置等も仕様を含めて発注していたため金額が合わなかったということで、参加業者なしという結果になった。再公募の際には仕様書を見直し、配置は職員で対応することとした。

【委員意見】 スチール家具については、調達が不可能となるので取止めはやむを得ない。木製家具についても特に問題はない。

審議案件⑤について

【 問 】 本案件は6者参加となっているが、それに比して落札率が高くなっている。何か理由はあるのか。

【 答 】 6者参加となっているが3者が入札辞退しており、実際には3者での入札となっている。また、金額的にも厳しくなっていると思われる。

【委員意見】 残土処分等の業務を考えても確かに金額的には厳しいと思われる。よって、予定価格付近での入札となっていることは理解できる。採算性の問題があるので、結果については仕方がないと思われる。

審議案件③について

【 問 】 白灯油の契約について、6地区に分割して入札を行っているが、すべて同じ1者の参加となっている。地区割りをやっている理由は何か。

【 答 】 地区割りをやっているのは、納入を円滑に進めるため、過去の経過も踏まえてこのような形で実施してきている。

【 問 】 今回の1者のみの参加という結果をみれば、そのような意味合いは薄れてしまっているのではないか。今後、参加業者が増える見込みはないのか。

【 答 】 従来は4者程度の参加で行っていたが、参加していた業者の一部が入札参加資格審査申請の更新を忘れていたりなどしたため今回は1者の参加となってしまった。また、発注量が空調機器の導入によって減少してきていることも一つの要因となっているかもしれない。

参加業者数については、入札参加資格審査申請の更新の機会が近々あるのでそこで一定の数は戻るとと思われる。

【 問 】 入札参加資格審査申請してもらうよう市から声をかける等のことはできないのか。

【 答 】 公平性の観点から個別の業者への連絡は行わないこととし、ホームページでの公表のみとしている。

【委員意見】 灯油の利用状況の変化など様々な要因はあると思われるが、今後、見込み数量や登録業者数などの状況を見ながら、地区割りについて再検討する余地がある。

平成27年度宇治市入札監視委員会 第2回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成27年9月11日（金）13時30分～15時00分

2. 開催場所 市役所3階301会議室

3. 出席者

委員会：松岡委員長、内村委員、田窪委員

事務局：岸本総務部長、山田契約課長

関係課：北岡市民環境部参事兼ごみ減量推進課長、横山配水課長、井上学校教育副課長兼学校管理係長ほか

※会議の前段にて、委員の互選により松岡委員を委員長に選出した。

4. 報告案件

(1) 平成27年度第1四半期の発注状況等

- a 業者選定委員会・各部会の開催状況について
- b 平成25～27年度指名停止の状況について（各年度4月～6月分集計）
- c 平成27年4月1日～6月30日の間に入札した案件数について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由（内村委員）

(2) 審議案件

①【工事・指名競争入札】

65886-2 漏水修繕跡地等舗装本復旧工事（西部地域）

②【工事・簡易公募型指名競争入札】

65961-1 広野町大開(その3)ほか配水管移設工事

③【工事・工事成績優良業者条件付簡易公募型指名競争入札】

65993-1 小倉町天王(その4)ほか配水管移設工事

④【物品・公募型指名競争入札】

66189-1 宇治市中学校コンピュータシステム周辺機器一式賃貸借

⑤【役務・特命随意契約】

65036-1 不燃性一般廃棄物収集運搬業務委託

⑥【役務・特命随意契約】

65038-1 可燃性一般廃棄物収集運搬業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成27年4月1日から6月30日までに入札した工事28件、コンサルタント25件、物品45件、役務91件の中から、審議案件6件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の特殊な状況によるものであり、結果については特に問題が見受けられるものではない。今後の課題とするべきものはなかったが、不燃性一般廃棄物収集運搬業務委託及び可燃性一般廃棄物収集運搬業務委託について、特命随意契約とする理由を、対外的に透明性のある説明ができるように再度整理しておく必要があると思われる。

3. 報告案件<まとめ>

【 問 】 宇治川右岸左岸の除草業務について、特命随意契約となる理由はどのようなものか。一般的に除草業務というと、多数の業者が参加し競争激化のため予定価格の7割程度での落札となる。

【 答 】 対象地において、国の所有地と市の所有地の境界が不明確。複数の業者が現場に入っての業務を実施することを不相当と判断し、国土交通省発注業務受託業者との特命随意契約を締結したものである。

4. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【 問 】 再入札となった理由を確認したい。

【 答 】 入札の結果、全者最低制限価格未満のため無効となり、前回指名業者を対象とした指名競争入札により再度発注したものである。

【 問 】 工事費の総額はどのくらいなのか。

【 答 】 東西地域それぞれ3千万円程度である。金額が大きいため各業者が注目している案件である。そのため競争激化となった。

【 問 】 再入札は、不調後、すぐに実施すべきなのか。

【 答 】 工期の確保を考えると早急に発注する必要がある。本案件は単価契約であり、今後の設計等に必要な基本契約となるものであるため、現契約から切れ目がないよう7月1日に契約を締結する必要があるものである。

【委員意見】 全者最低制限価格未満による無効のため再入札となったもので、入札結果に問題は見られない。

審議案件②について

- 【 問 】 工事場所が離れていても合わせて発注することはよくあるのか。
【 答 】 工事の規模と関連する工事の実施時期等を考慮して合わせて発注している。
【委員意見】 発注工事のまとめ方及び入札結果に問題はない。

審議案件③について

- 【 問 】 工事成績優良業者とはどのような条件を満たした業者なのか。
【 答 】 宇治市発注の建設工事について、工事成績評定値が70点以上の業者のうち、過去2年間において評定値65点未満を付与されたもの及び宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の指名停止措置を受けたものを除いた業者が対象となる。
【 問 】 70点と65点、わずか5点の差であるが、優良業者が次年度に65点未満を付与され優良業者から除外されることはよくあることなのか。
【 答 】 事故等がない限り基本的にはない。評定値よりも指名停止措置による除外が多い。ここ数年、この制度により各業者が高成績を取るため努力していることが見受けられ、65点未満を付与される業者数は減少傾向にある。
【委員意見】 本制度自体が良い結果を生んでいる。

審議案件④について

- 【 問 】 本案件は5者参加となっているが、それに比して落札率が高くなっている。何か理由はあるのか。
【 答 】 5者参加となっているが4者が入札辞退しており、実際には1者での入札となっている。また、予算的にも厳しくなっていると思われる。
【 問 】 入札なので、業者は会場に来て初めて1者しかいないというのが分かるのか。
【 答 】 そうである。おそらく他者が辞退していると想定していなかったため、この金額での応札となったと考える。
【 問 】 機器のメーカーに指定はないのか。
【 答 】 機器のメーカーを問わない。13インチ以上のディスプレイを有する機器を求めており、国内メーカーではその条件を満たす機器がほとんどない。よって、外資系メーカーであっても国内工場での整備が可能であり、オンサイト保証があればメーカーを問わない。
【 問 】 タブレット型キーボード分離タイプであるが、失う危険性や目的外使用についての対策は検討しているのか。
【 答 】 管理運用マニュアルの作成を検討している。ノートパソコン導入時には、管理方法等を定めていたので、それを基に進めていくことになる。
【 問 】 リース契約よりも購入の方が安価になると思うが、リース契約を選んだ理由は何か。
【 答 】 各年度における市の予算の平準化の観点から、支払いを分割するためリース契約としている。これについては市庁舎の機器も同様である。

【 問 】 4 者が辞退した理由は何か。

【 答 】 予算が合わないためだと考える。機器のメーカー保証について、外資系メーカーの一般的な保証期間は3年であるが、今回求めているのは5年保証。残りの2年分については業者負担での対応となるため、そのあたりで予定価格を超過したのではなかと考えている。

また、質疑応答を業者指名後に実施している。質疑の回答内容によって、積算が合わなくなるため、指名後に辞退したとも考えられる。

【 問 】 予算額の積算根拠は何か。

【 答 】 メーカーからの聞き取りや過去の類似案件結果を考慮して予定価格を設定している。

【委員意見】 質疑応答の内容等から競争しようとしていたことが分かる。入札結果に問題は見られない。

審議案件⑤⑥について

【 問 】 いずれの案件も業務内容がごみ収集業務であるのに、競争入札ではなく特命随意契約となっている。何か理由はあるのか。

【 答 】 本市では、新規にごみ収集業務を発注する場合、施設や人員の確保の保証期間として委託期間を3年間としている。業者選定方法については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2及び施行令第4条に記載する施設や人員の確保等の条件を満たす業者を対象とした公募型指名競争入札で契約業者を決定している。

本審議案件については、4年目以降の更新契約を行っている案件である。更新契約については、経済効果よりも市民の利便性を重視した札幌高裁の裁判例を考慮し、確実に業務遂行が可能な現契約業者との1年毎の特命随意契約としている。

【 問 】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2及び施行令第4条に記載の条件である確保すべき人員とはどのような人か。

【 答 】 ここでいう人員とは、一定以上の従業員の確保という意味である。

【 問 】 他の自治体においても、札幌高裁の裁判例を考慮してこのように特命随意契約なのか。

【 答 】 他自治体においても基本的には特命随意契約だと思う。

【 問 】 対象業者は宇治市内に何者あるのか。

【 答 】 5者ほどである。

【 問 】 その他の4者は、特命随意契約の相手方になり得ないのか。

【 答 】 宇治市専用車両を複数台確保できないことから、確実に業務遂行が可能である業者とはいえないと判断している。

【 問 】 1者に偏らないよう公平性を考える余地はないか。

【 答 】 市としても倒産時のリスク回避の観点から1者に偏らないよう検討している。今年、新規に可燃ごみ収集運搬業務を発注した際には、台数を減らし、参加しや

すい条件を提示している。

【 問 】 随意契約理由の第2号入札不適とはどのようなものか。

【 答 】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を指し、契約の性質が競争入札に適さないということである。

【委員意見】 業務の性質上、特命随意契約とする合理性は認められる。ただし、対外的に透明性のある説明ができるように整理しておく必要がある。

平成27年度宇治市入札監視委員会 第3回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成27年11月18日(水) 13時30分～15時00分

2. 開催場所 市役所5階501会議室

3. 出席者

委員会：松岡委員長、内村委員、田窪委員

事務局：岸本総務部長、山田契約課長

関係課：久下建設部副部長兼雨水対策課長、平野都市整備部副部長兼歴史まちづくり推進課長、放示上下水道部技術参事兼下水道建設課長、米田道路建設課長、上島施設建築課長、塚本農林茶業課長ほか

4. 報告案件

(1) 平成27年度第2四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 平成25～27年度指名停止の状況について(各年度7月～9月分集計)

c 平成27年7月1日～9月30日の間に入札した案件数について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由(田窪委員)

(2) 審議案件

①【工事・簡易公募型指名競争入札】

65282-1 槇島関連面整備(目川その4)管渠建設工事

65327-1 槇島関連面整備(月夜その2)管渠建設工事

65328-1 槇島関連面整備(塔川その5)管渠建設工事

②【工事・簡易公募型指名競争入札】

65615-1 志津川39号線(前川橋)道路復旧工事

③【工事・条件付一般競争入札(総合評価競争入札)】

66492-1 雨水貯留施設(開第一児童公園)整備工事

④【コンサル・特命随意契約】

65715-1 重要文化的景観 旧京都府茶業会議所 修理設計業務委託

⑤【役務・公募型プロポーザル】

65671-2 市内産宇治茶ブランド化推進事業業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成27年7月1日から9月30日までに入札した工事63件、コンサルタント25件、物品40件、役務110件の中から、審議案件7件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の特殊な状況によるものであり、結果については特に問題は見受けられないが、今後も入札結果等を注視する必要がある。

3. 主な審議内容<まとめ>

審議案件①について

【問】対象となっている3つの案件のうち、「槇島関連面整備（塔川その5）管渠建設工事」については、他の2件に比べて指名業者数が少なくなっている理由を確認したい。

【答】工事延長のほとんどが推進工法を用いて施工する内容の工事であるため、指名の条件に「推進工事技士の配置」や「推進工法の施工実績」を求めたことにより、他の2件に比べて指名業者数が少なくなった。

【委員意見】指名業者数が少ない理由は理解できる。入札結果についても全案件、競争環境は機能しており、問題は見られない。

審議案件②について

【問】橋梁工事の場合、参加業者が少なくなるのか。

【答】集落の中で施工するという工事の特殊性から敬遠されたことが予想される。また、本市において、近年新設の橋梁工事を行った例が見当たらず、特殊な内容の工事であるため、参加条件に橋梁工事の施工実績を求めたことも影響していると考えられる。施工実績を求めると、市内本店の業者だけでは対象業者が少ないことが予想されたため、京都府内本店・支店・営業所に対象を広げた。

【委員意見】参加業者が少なく、ランダム係数も高い場合、落札率が高くなる傾向があると思われる。本件の参加条件に施工実績を求めたことは理解できるが、施工実績を求めるかどうかについては、今後も案件毎に吟味が必要である。

審議案件③について

【問】どのような内容の技術提案を求めているのか。

【答】安全管理や施工管理などの簡易な施工計画についての技術提案を求めている。

【委員意見】簡易な施工計画への配点は多めに設定されており、入札結果についても問題は見られない。

審議案件④について

【 問 】 特命随意契約とした理由は何か。

【 答 】 本業務は、重要文化的景観の重要構成要素で、茶業を代表する伝統的な建物である旧京都府茶業会議所の文化財的価値の保全を行うための修理設計業務である。従来から、当該建物の変遷履歴、老朽化の詳細調査については、本業務の契約業者である建築設計事務所により実施されてきた。よって、当該建物の歴史的変遷や構造、設備、劣化状況等を詳しく把握している上記業者以外では、建物の文化財的価値を適正に保全することができないため、特命随意契約を行ったものである。

【 問 】 本業務に耐震診断や耐震補強設計は含まれているのか。

【 答 】 含まれている。

【 問 】 随意契約とした根拠に「第2号競争入札不適」とあるが、この根拠法令は何か。

【 答 】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号である。契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合に適用している。

【委員意見】 特殊な建物であるので、従来から調査を実施してきた業者との特命随意契約は妥当である。また、確かに競争入札には適しておらず、随意契約とした根拠についても適当であり、問題は見られない。

審議案件⑤について

【 問 】 参加条件にある業務実績とはどのような内容のものか。

【 答 】 本案件は、「製品のブランド化推進事業に関する計画策定支援業務実績」を求め、一度公募を行ったが、全参加業者が実績を満たしていないため不調となったことから二度目の公募を行った。一度目が不調となったことを踏まえ、二度目は、「地域のブランド化推進事業に関する計画策定支援業務実績」を求めた。

【 問 】 落札率が100%となっている理由は何か。

【 答 】 公募型プロポーザルの案件は、予定価格を公表し、予定価格の範囲内での提案を募り、その提案内容についてのみ評価をしているため、金額は評価の対象外となっている。よって、公募型プロポーザルの案件は、落札率が100%となることが多くなっている。

【 問 】 公募型プロポーザルを採用する対象案件の基準はあるのか。

【 答 】 要領等において基準は定めているが、計画策定業務やシステム開発業務など、新しい発想や専門的知識を必要とする案件について、特に公募型プロポーザルを採用している。

【委員意見】 落札率が100%となっている理由は明快であり、特に問題は見られない。

平成27年度宇治市入札監視委員会 第4回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成28年2月17日（水）13時30分～15時30分

2. 開催場所 市役所5階501会議室

3. 出席者

委員会：松岡委員長、内村委員、田窪委員

事務局：岸本総務部長、渡邊契約係長

関係課：岸本都市整備部参事兼公園緑地課長、吉田維持課長、上島施設建築課長、上道学校教育課長、米田道路建設課長、横山配水課長、北尾こども福祉課副課長ほか

4. 報告案件

(1) 平成27年度第3四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 平成25～27年度指名停止の状況について（各年度10月～12月分集計）

c 平成27年10月1日～12月31日の間に入札した案件数について

(2) 補足説明（契約課より説明）

① 65578-2 （開町15号線道路維持修繕工事）

② 65452-1 （災害備蓄用粉ミルク 600箱）ほか

(3) 平成28年度 入札・契約制度改革の概要（案）

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由（松岡委員長）

(2) 審議案件

① 【工事・指名競争入札】

65942-2 新田城陽線道路維持修繕工事

② 【工事・簡易公募型指名競争入札】

65564-1 小倉町30号線道路維持修繕工事

65941-1 広野町289号線ほか道路維持修繕工事

65945-1 大久保町118号線ほか道路維持修繕工事

③ 【工事・簡易公募型指名競争入札】

65790-1 黄檗公園体育館耐震改修工事（その2）建築他工事

65812-1 小倉育成学級増改築工事

66848-1 槇島育成学級新築工事

④【工事・一般競争入札（条件付）】

65747-1 小倉小学校給食棟他新築建築工事

⑤【コンサル・簡易公募型指名競争入札】

65651-1 久田底広線道路設計等業務委託

65871-1 下水道関連(その1)配水管移設工事ほか設計業務委託

65875-1 下水道関連(その2)配水管移設工事ほか設計業務委託

65877-1 下水道関連(その3)配水管移設工事ほか設計業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成27年10月1日から12月31日までに入札した工事48件、コンサルタント25件、物品31件、役務42件の中から、審議案件12件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件ごとに発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して応答した。

2. 結果<まとめ>

今回審議の対象となった各案件は、個々の特殊な状況によるものであり、結果については特に問題は見受けられないが、今後も入札結果等を注視する必要がある。

3. 主な審議内容<まとめ>

補足説明①について

【問】 地元協議により発注を取りやめたとあるがその経過を確認したい。

【答】 地元住民に対して工事実施の同意を得た後に発注を行ったが、指名後に地元住民から工事中止を求める声があったので、取りやめを行い、再発注を行ったもの。

【委員意見】 特に問題はない。

補足説明②について

【問】 契約一覧表中、65452-1以下の簡易公募型競争見積において、1者のみ参加となっている原因として考えられることはなにかあるか。

【答】 公募を行った場合は入札参加者が1者になっても原則として入札及び見積を執行している。これらの案件は特殊な業務ではなく、予定価格の設定が業者にとって厳しいものであったことが理由として考えられる。

【問】 1者のみ参加で落札率が100%でない理由はなにかあるか。

【答】 簡易公募型競争見積では参加表明書と見積書を同時に提出することとなる。見積書の提出時は他業者の参加状況が分からないので100%を切る見積もあり、そこで競争環境が機能しているといえる。

【委員意見】 特に問題はない。

審議案件①について

【 問 】 本件は入札不調後に再発注を行った案件であるが、その場合の競争環境を確認したい。

【 答 】 本件は1回目の入札で全者最低制限価格未満での応札で不調となった後、工期を確保する必要があったため、前回指名業者を対象とした指名競争入札を行ったものである。1回目の入札で16者を指名し、2回目も同じ業者が指名されている。本件の対象業者数は22者であり、土木工事は対象業者の大半が参加する傾向にある。工事内容、予定価格に変更がないので、ランダム係数の結果により入札結果が違ってきている。

【委員意見】 特殊事情はあるが、再発注の経過、競争環境について確認できた。入札結果についても問題は見られない。

審議案件②について

【 問 】 価格帯が近い同種工事での参加業者数の違いについて確認したい。

【 答 】 抽出した3件については、それぞれ参加条件が異なる工事であり、対象業者が違うので参加業者数にもばらつきが見られるものである。1件目は42者のうち41者、2件目は30者のうち27者、3件目は20者のうち17者の参加となっている。

【 問 】 「小倉町30号線道路維持修繕工事」について、42者のうち41者の参加とほか2件に比べ参加率が若干高くなっている。考えられる理由はあるか。

【 答 】 施工しやすい場所であったことが影響していると考えられる。ほか2件については、道路幅員が狭く道路勾配が激しい場所であり、現地の状況を知る業者は参加を控えたのかもしれない。

【委員意見】 施工箇所の状況なども参加業者数に影響を及ぼしていることが考えられる。入札結果についても問題は見られない。

審議案件③について

【 問 】 抽出した3件について、参加条件の違いはあるものの、参加業者が少なくばらつきがあるのはなぜか。

【 答 】 「黄檗公園体育館耐震改修工事（その2）建築他工事」がほかと比べて参加業者数が少なくなっている理由は実績を求めていることにある。耐震補強工事ではこれまでより参加条件に実績を求めている。実績を求める際は事前に実績を有する業者を想定しており、本件は対象業者26者のうち実績確認ができていた業者は6者であった。残りの2件については、解体工事の有無はあるが工事内容が同じで参加条件も同じとなっている。対象業者は12者であった。建築工事は他工種と比較して参加業者数が少なくなる傾向がある。この時期は民間発注の工事も多くあり、技術者が不足していたことが考えられる。

【 問 】 参加できる業者を増やすにはどうしたらよいか。市内発注の条件を無くすとどうなるか。

【 答 】 地域要件を拡大することや求める実績の内容を見直すこととなる。拡大すると府内発注となるが、市内発注を原則とするという市の基本的な考えがあるので、一定の参加業者数を見込むことができれば市内発注を行うこととなる。

【委員意見】 参加業者数が少ない理由は理解した。たまたま同一の業者が落札したということで、入札結果についても問題は見られない。対象業者数を増やすという点では、最希望制（一業者一業種）も関連がある。実績の考え方については、今後も案件ごとに考えていく必要がある。

審議案件④について

【 問 】 対象案件のうち最高額の案件であり、その場合の競争環境を確認したい。

【 答 】 本件は予定価格が2億円を超える案件ではあるが、実績は求めていないので通常の競争環境といえる。平成27年度下半期から予定価格1億円を超える建設工事の案件については、社会保険未加入業者に対して参加制限をかけることとしており、経営規模等結果通知書・総合評定値通知書にて確認を行った。

【 問 】 審議案件③に比べ参加業者が多いように思うが、考えられる理由はあるか。

【 答 】 対象業者10者のうち8者の参加という状況である。理由として、建築工事で1億円を超える案件の発注が少ないので、参加数が多くなったことが考えられる。

【委員意見】 参加業者数が多い理由、また、高額の場合でも競争環境が機能していることが確認できた。入札結果についても問題は見られない。

審議案件⑤について

【 問 】 抽出した4件について、参加業者数がほぼ同じであるが落札率に20%近い開きがある理由はなにか考えられるか。

【 答 】 「久田底広線道路設計等業務委託」は道路部門、それ以外の3件は上水道及び工業用水道部門での発注である。前者は地域要件を京都府内本店、後者は京都府内本店・支店・営業所としており、それぞれ金額による統一した参加条件を設定している。対象業者数はそれぞれ29者、63者である。落札率の違いについては、参加業者数の違いに加え、京都府内本店・支店・営業所まで地域要件を広げることで大手の業者が参加可能となり、その結果落札率が下がったことが考えられる。

【 問 】 配水課担当の3件について、設計箇所が点在しているがまとめて契約しているのはなぜか。

【 答 】 下水道工事に伴う配水管の移設工事であるので、下水道工事の実施時期や施工区域に合わせて行っている。小さい規模で発注することも不可能ではないが、煩雑になってしまうため、1件の業務委託の中である程度広範囲の設計を行っている。

【委員意見】 地域要件も含めた対象業者の違いが落札率に影響していることが考えられる。入札結果についても問題は見られない。